課室名	市民協働・男女参画課

起案日	平成22年12月13日	決裁日	平成22年12月15日

課内		検討者					決裁者
担当者	起案責任者						課長
戸高	市民協働係長 田口 Tel 3031						
男女共同参画係専門員	主幹兼課長補佐 後藤純	意見					
市民協働係 松田		合議者					
ファイリングマネージャー	公印						
田	藤	意見					
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否	

件名：地縁団体の認可について（大峡区）

大峡区から、地縁団体の認可を受けるため、地方自治法第260条の2の規定に基づき、別紙のとおり認可申請書が提出されました。審査の結果、同条第2項各号に掲げる要件に該当するため認可します。

なお、認可後は、同条第10項の規定により別紙のとおり告示するとともに、同法施行規則第21条第2項の規定により台帳を作成します。

<裏面に続く>

◇地縁団体の名称

大峡区

◇主たる事務所の所在地

延岡市大峡町７８４０番地

◇代表者の氏名及び住所

熊本　與利男　延岡市大峡町７９１１番地

◇構成員の属する世帯の数

８２

※区域内の全ての世帯の数　１０５（加入率 78.1%　過半数以上）

1　認可地縁団体　認可申請に係る申請書類のチェックリスト

申請日	22.12.13

団体の名称	大峡区
代表者の氏名	熊本與利男

（ 申請者持参 ・ 総合支所受付 ）

確認者	

1　申請書類一覧

提出書類名（確認事項）	提出部数	確認
① 認可申請書	1部	(有・無)
② 規約（必置規定の確認）	1部	(有・無)
③ 認可申請することについて総会で議決したことを証する書類（認可申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）	1部	(有・無)
③ 構成員名簿（構成員全員の氏名、住所を記載したもの）	1部	(有・無)
④ 保有資産目録または保有予定資産目録	1部	(有・無)
⑤ 申請者が代表者であることを証する書類（受諾書及び議事録の写し、または、それにかわるもの）	各1部	(有・無)
⑥ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（過去2年分の総会資料）	各1部	(有・無)

2　各書類別のチェック事項

(1) 認可申請書

① 様式①により作成されているか。	(適・否)
② 規約との突合（団体の名称、事務所の所在地）	(適・否)
③ 受諾書との突合（代表者の氏名・押印）	(適・否)

(2) 規約

① 地方自治法第260条の2第3項各号の事項が定められているか。 また、法第260条の2から第260条の39までの規定に反していないかの確認 一　名称　(規約 第2条) 二　規約に定める目的　(規約 第1条) 三　区域　(規約 第3条) 四　主たる事務所の所在地　(規約 第4条) 五　構成員の資格に関する事項　(規約 第5~6条) 六　代表者に関する事項　(規約 第11条) 七　会議に関する事項　(規約 第14条) 八　資産に関する事項　(規約 第29条)	(適・否) *標準規約 *2条 *1条 *3条 *4条 *5～7条 *10～13条 *15～30条 *31～34条
② 目的は具体的であり、広く地域的な社会的共同活動であるか	(適・否)
③ 区域は、地番または住居表示、または、客観的に明らかであるか	(適・否)
④ 区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものとなっているか	(適・否)
⑤ 代表者は1人となっているか	(適・否)
⑥ 代表者の職務が明らかとなっているか(団体を代表するものとなっているか)	(適・否)
⑦ 最低1回、通常総会を開く内容となっているか	(適・否)
⑧ 会員個人が総会の構成単位となっているか	(適・否)
※参考(標準規約との相違点)	

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（議事録の写し）

① 認可申請する(法人化など)が協議され、承認された記述があるか	(適・否)
② 議長及び議事録署名人の署名・押印があるか	(適・否)
③ 議長及び議事録署名人の署名・押印が写しの場合、代表者の原本と相違ない証明及び署名・押印があるか	(該当なし・適・否)
④ 規約改正も併せて行っている場合、その協議及び承認された記述があるか	(該当なし・適・否)
⑤ 役員の改正も併せて行っている場合、その記述があるか	(該当なし・適・否)

(4) 構成員名簿

① 構成員全員の氏名、住所が記載してあるか	(適・否)
② 相当数の者が加入しているか(全ての世帯の数の過半数以上が加入していること) ※加入世帯数　82世帯　全世帯数 105 世帯	(適・否)

(5) 保有資産目録及び保有予定資産目録

① 土地・建物の所有があり、公民館等を事務所としている場合、所在地と規約の事務所の所在地が同じか	(該当なし・適・否)
② 保有予定資産目録の場合、取得予定時期が年月まで記載してあるか． (認可申請年月日と近接していることが望ましい)	(該当なし・適・否)

(6) 申請者が代表者であることを証する書類（受諾書・総会議事録）

① 受諾書に署名・押印があるか	(適・否)
② 代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し、または、それにかわるものがあるか	(適・否)
③ 代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しに、議長及び議事録署名人の署名・押印があるか	(該当なし・適・否)
④ 議長及び議事録署名人の署名・押印が写しの場合、代表者の原本と相違ない証明及び署名・押印があるか	(該当なし・適・否)

(7) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（過去２年分の総会資料）

① 過去2年分の総会資料があるか	(適・否)

平成２２年１２月 13 日

延岡市長　首　藤　正　治　様

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　　大峡区

所在地　　宮崎県延岡市大峡町 7840 番地

代表者の氏名及び住所

氏　名　　熊本　與利男

住　所　　延岡市大峡町７９１１番地

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

1　規約
2　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3　構成員の名簿
4　保有資産目録又は保有予定資産目録
5　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
6　申請者が代表者であることを証する書類

延岡市市民協働・男女共同参画課
受
22. 12. 13
付
市政第

大峡区規約

目次

第１章　総則（第１条ー第４条）
第２章　会員（第５条ー第７条）
第３章　役員（第８条ー第１３条）
第４章　総会（第１４条ー第２３条）
第５章　役員会（第２４条ー第２８条）
第６章　資産及び会計（第２９条ー第３１条）
第７章　規約の変更（第３２条）
第８章　雑則（第３３条）

第１章　総則

（目的）

第１条　本区は、市および関係機関との事務連絡を図るとともに、会員相互の親睦と生活向上、発展を期することを目的とし、その目的達成のため、次の事業を行う。

（１）市、関係機関との連携および情報の交換
（２）区内の環境整備に関すること
（３）防犯及び衛生に関すること
（４）安全及び災害防止に関すること
（５）会員の弔慰に関すること
（６）会員相互の親睦を図るため、区及び公民館行事への協力
（７）その他目的達成のために必要なこと

（名称）

第２条　本区は、大峡区と称する。

（区域）

第３条　本区の区域は、延岡市大峡町 7338 番地から 7989 番地までの区域とする。

（主たる事務所）

第４条　本区の主たる事務所は、宮崎県延岡市大峡町 7840 番地に置く。

第２章　会員

（会員の資格と入会）

第５条　本区の会員となり得る者は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

２　前項の資格を有する個人で、本区に加入しようとする者は、加入申込書を区長に提出しなければならない。

３　本区は、加入申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒まない。

（退会等）

第６条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

（１）第５条に定める資格を有しなくなった場合

（２）本人から退会届が区長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（区費）

第７条　会員は、総会において別に定める区費を毎月納入しなければならない。

２　前項のほか、会員は、総会において別に定める区内にある施設の整備費についても毎月納入しなければならない。

３　前２項の納入を免除する会員については、役員会で審議し、決定する。

第３章　役員

（役員の種別）

第８条　本区に次の役員を置く。

（１）区長　１名

（２）土木委員　１名

（３）公民館長　１名

（４）会計　１名

（５）氏子総代　２名

（６）組長　２名（上組１名、下組１名）

組長のうち、１名は神社祭事担当を兼務する。

組長のうち、１名は道路管理担当を兼務する。

（７）伝令　６名（上組２名、下組４名）

（８）監事　２名

（役員の選任）

第９条　役員は、毎年 11 月に開催する総会において、会員の中から選任する。

２　監事は、区長又はその他の役員を兼ねることができない。

第 10 条　役員の選任方法については、次の通りとする。

（１）区長　（無記名投票）

（２）土木委員　（無記名投票）

（３）公民館長　（無記名投票）

（４）会計　（無記名投票）

（５）氏子総代　（無記名投票）

（６）組長　（各組内での互選）

（７）伝令　（各組内輪番制）

（８）監事　（前年度の会計、道路管理担当を充てる）

（役員の職務）

第11条　区長は、本区を代表し、区内の運営全般を総括するとともに、第1条の事業を調査、企画し、関係機関との交渉を主に諸事の改善を促進する。

2　土木委員は、区長と連絡を密にし、区内における土木事業全般を監察し、事業の目的に沿ってその効果に最善をつくす。そのほか、山林、道路、河川、水路等を巡察し予測される崩壊の危険、汚染、公害、水害等の問題を調査し、必要な対策改善を図る。なお、問題改善にあたっては、役員会で協議する。ただし、生産組合の事業は、生産組合長が担当することとする。

3　公民館長は、次に掲げる業務を行う。

（1）公民館の管理一切を行うこと。

（2）公民館活動の一切及び関連行事を行うこと。

（3）有線放送施設の管理一切を行うこと。

（4）防犯灯施設管理一切を行う。

4　会計は、本区の出納事務を処理し、区の一般会計及び神社会計事務に関する帳簿、書類を管理し、毎会計年度末にそれぞれの会計決算を行う。

5　氏子総代は、次に掲げる業務を行う。

（1）神社管理の一切を行うこと。

（2）祭典に関する宮司の補佐的役務に当たること。

（3）神社に関する対外的な行事に参画すること。

6　組長は、区長を補佐し、区の運営に参画するとともに、次に掲げる業務を行う。

（1）組内の弔慰、葬祭及び有事の場合の会員の世話役に関すること。

（2）組内の苦情などを処理し、区内の友愛と連帯の高揚を図ること。

（3）新規居住者への区加入を促進すること。

（4）その他兼務事項の推進に関すること。

7　組長のうち、神社祭事を担当する者は、次に掲げる業務についても行う。

（1）神社祭り事の座元を務めること。

（2）神前お供え品ほか賄いに関する一切をとり行うこと。

（3）氏子総代との連絡を密にし、諸事相談すること。

8　組長のうち、道路管理を担当する者は、次に掲げる業務についても行う。

（1）区内の道路及び排水路（側溝）の清掃を計画実行すること。

（2）道路の緑地帯及び土端部分の除草、樹木の管理を計画実行すること。

9　伝令は、次に掲げる業務を行う。

（1）組長を補佐すること。

（2）第7条第1項及び同条第2項に定める費用の徴収。

（3）総会で決定された特別寄付金の徴収。

（４）神社祭典、行事及び氏子総代の業務を補佐すること。

（５）組内における必要な連絡を各戸に行うこと。

10　監事は、本区における会計を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

（役員の任期）

第12条　役員の任期は、次に定める通りとする。ただし、再任は妨げない。

（１）区長　２年

（２）土木委員　２年

（３）公民館長　２年

（４）会計　１年

（５）氏子総代　３年

（６）組長　１年

（７）伝令　１年

（８）監事　１年

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

（組）

第13条　本区内に組を設ける。

２　組は２つとし、その略称は上組、下組と呼称する。

第４章　総会

（総会の種別）

第14条　本区の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第15条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第16条　総会は、次に掲げる事項を審議する。

（１）事業計画および予算に関すること

（２）事業報告および決算に関すること

（３）役員の選任に関すること

（４）規約の制定改廃に関すること

２　総会は、この規約に定めるもののほか、本区の運営に関する重要な事項を決定する。

（総会の開催）

第17条　通常総会は、毎年度、11月及び４月に開催する。

２　臨時総会は、必要に応じ、区長が役員会に諮り、開催することができる。

（総会の招集）

第18条　総会は、区長が招集する。

２　招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、少なくとも５日前までに、区回覧もしくは区内放送設備を用い、通知しなければならない。

（総会の議長及び書記）

第19条　総会における議長及び書記は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第20条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第21条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の書面表決等）

第22条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第23条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む）

（３）審議事項及び議事の経過並びに議決結果

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者２人以上が署名押印しなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第24条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員の権能）

第25条　役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集）

第26条　役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

２　区長は、役員の４分の１以上から請求があった場合は、その請求があった日から５日以内に役員会を招集しなければならない。

（役員会の議長）

第27条　役員会の議長は、区長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第28条　役員会には、第20条から第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第29条　本区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）別に定める財産目録記載の資産

（２）区費

（３）活動に伴う収入

（４）資産から生ずる果実

（５）その他の収入

（資産の管理）

第30条　本区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（会計年度）

第31条　本区の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日をもって終わる。

第７章　規約の変更

（規約の変更）

第32条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、延岡市長の認可を受けなければ変更することができない。

第８章　雑則

（委任）

第33条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、区長が別に定める。

附　則

この規約は、平成22年11月20日から施行する。